

別表6 臨床栄養師継続研修の履修要件

臨床栄養師継続研修履修方法

- 1) 研修開始日：資格取得後直ちに登録を行い、継続研修申込書を学会に提出し、履修する
- 2) 認定期間：新規登録者は認定登録年月の1日から4年後の3月31日まで
登録更新者は登録更新年の4月1日から3年後の3月31日まで
- 3) 研修内容は、臨床栄養師継続研修規則の第3条に規定する科目を基本とする
- 4) 研修は単位制で登録更新要件は100単位以上とする
- 5) 学会が主催する継続研修・（特別）研修会・学術集会・地方会から30単位以上を必修とする
- 6) 「研修参加記録簿」に証明書類を貼付し、登録更新時に申請書とともに学会に提出する

研修開始と更新の手続き

研修の流れ	学会提出書類の名称・様式番号及び内容
研修開始 ↓ 認定単位証明書類の保管 研修終了 ↓ 審査後、登録更新	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床栄養師継続研修申込書（願書）・受講票 様式第（継）-06号, 07号 ・臨床栄養師認定登録更新申請書 様式第（登）-08号 ・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（様式第（継）-09号（学会用）） ・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（様式第（継）-10号（団体用））

単位認定と証明書類

該当事項	認定単位	証明書類	備考
学会主催の継続研修・（特別）研修会・学術集会・地方会に参加した者	1回につき20単位	参加証のコピー	30単位以上を必修とする。
臨床栄養師認定講座に参加した者	1時間につき5単位	参加申込書または振込用紙のコピー	継続研修者の参加が認められるものとする。
認定講座や継続研修の講義担当者	1時間につき10単位	講師等依頼書のコピー	
学会が主催し履修単位の指定された学術集会等での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者（ファシリテーター・コーディネーターを含む）	1回につき10単位	学会等のプログラム・参加証または依頼書のコピー	学術集会、継続研修、研究会での発表を含む。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
臨床研修受託施設の監督責任者及び継続研修者（臨床栄養師）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修者（継続研修者を含む）1人10時間につき1単位 ・臨床栄養師の受託施設での継続研修は10時間につき1単位 	研修実施・修了者名簿または研修履修証明書・依頼書のコピー	臨床研修時間相当の症例検討指導は1症例20時間につき2単位とする。
査読のある学会誌等への自著等の掲載者	1原著につき筆頭者は30単位	別刷または論文のコピー	当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌等を対象とする。別刷または論文、学術出版物は著者名の記載された表紙のみコピーする。
	筆頭者以外は10単位	別刷または論文のコピー	
	学術出版物1書籍につき10単位	学術出版物原本のコピー	
その他、臨床栄養師研修委員会に認められたもの	1回につき5単位	参加証のコピー 支援等を証明する書類のコピー	研修委員会に認められた医療関連学会が主催する学術集会等に参加した者、支援事業に携わった者等とする。